北区立袋小学校 校長 新紺 明典

学校感染症による出席停止に関するお知らせ

お子さまが下表の感染症に罹患した(またはその疑いがある)との連絡を受けました。学校保健安全法に基づき出席 停止となりますので、登校を見合わせてください。この措置は、お子さまの早期休養・回復と、他の児童への感染防止の ためであり、療養期間中は欠席扱いになりません。元気に登校されることをお待ちしております。主治医から感染のおそれ がないと認められましたら、保護者が記入し、登校する際にお子さまに持たせてください。

表 主は、学校においく予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準								
インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1除く)	○発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで							
百日咳	○特有の咳の消失まで又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤 による治療終了まで							
流行性耳下腺炎(おたふく)	○耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後 5 日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで							
咽頭結膜熱 (プール熱)	○主要症状が消退した後、2日を経過するまで							
麻しん(はしか)	○解熱後3日を経過するまで							
風しん(三日ばしか)	○発疹が消退するまで							
水痘(みずぼうそう)	○すべての発疹が痂皮化するまで							
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	○病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと 認めるまで							
新型コロナウイルス感染症	○発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで							
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 その他の感染症 ~ 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病 マイコプラズマ感染症 ・ 感染性胃腸炎(ノロウイルス等)など	○病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと 認めるまで							

出席停止解除願

								令和	年	月	H
北区立袋小学校長	様										
疾病名 基づき医師から登校	許可がおり			_のため、® 標停止を解			たが、当	学校保健	安全法法	施行規	!則に
療養期間	年	月	日()から		年	月	日()まで		
診断を受けた医療	機関名 _										
	北	区立袋	小学校	年	組	児童氏	名 _				
					仴	R護者氏	名				印